

愛媛県県民文化会館利用管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）第 10 条の規定に基づいて愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の指定管理者えひめ文化振興コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が行う会館の利用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(会館の利用時間)

第 2 条 会館の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、特に必要があると認めるときは、愛媛県の承認を得て同項の利用時間を変更することがある。

(会館の休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）ただし、コンソーシアムが特に必要があると認めるときは、愛媛県と協議し、変更することがある。
- (2) コンソーシアムが臨時に特に必要があると認めた日

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、コンソーシアムが特に必要があると認めるときは、休館日に会館を利用させることがある。

(禁止行為)

第 4 条 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 6 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他、危険物の持ち込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

(入館の制限)

第 5 条 コンソーシアムは、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは会館への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることがある。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設、附属設備及び備品（以下「会館の施設等」という。）を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) コンソーシアムの職員の指示に従わないとき。

（会館の利用の許可）

第 6 条 会館の施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県県民文化会館利用申込書（様式第 1 号又は様式第 1-2 号又は様式第 1-3 号。以下「利用申込書」という。）をコンソーシアムに提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) メインホール、サブホール及び多目的ホール（以下「ホール等」という。また「多目的ホール」を「真珠の間」という。）

利用日の 1 年前から 7 日前まで

- (2) リハーサル室

- ① ホール等との一体利用の場合

利用日の 1 年前から当日まで

- ② 単独利用の場合

利用日の 3 月前から当日まで

- (3) 会議室

- ① ホール等との一体利用の場合

利用日の 1 年前から当日まで

- ② 単独利用の場合

利用日の 6 月前から当日まで

- (4) 楽屋

- ① ホール等との一体利用の場合

利用日の 1 年前から当日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号②のうち、毎月の定例的な利用、多室又は多日程での利用、助成金申請等で年間計画の作成が必要な利用など、コンソーシアムが特に必要と認める場合は、同項で規定する期間を利用日の 1 年前から当日までとする。

3 コンソーシアムは、第 1 項及び前項の規定による利用の申込があった場合において、利用が適当であると認めるときは、利用の許可を決定し、当該申込をした者に対して愛媛県県民文化会館利用決定通知書兼請求書（様式第 2 号）（以下「決定通知書兼請求書」という。）を送付するものとする。この場合において、会館の利用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

（仮申込）

第 7 条 コンソーシアムは、前条第 1 項及び第 2 項に定める期間外であっても、ホール等の利用など特に必要があると認めるときは、仮申込を受け付けることとす

る。

- 2 前項の仮申込の受付開始の日は、利用しようとする日の2年前同日が属する年の1月4日（1月4日が営業日でない場合は翌営業日）とする。ただし、コンソーシアムが特に必要があると認める場合はこの限りでない。
- 3 仮申込は先着順とするが、コンソーシアムが指定する時刻までに申し出のあった者について競合する場合は抽選を行う。ただし、利用日数が異なる場合はより多い者を優先することとし抽選は行わない。
- 4 仮申込の期間は、利用日の1年前までとし、期間終了時までに利用申込書を提出するものとする。
- 5 仮申込できる件数は、同一行事につき1件とする。ただし、全県的行事、全国大会等の大規模行事、毎年継続的に実施される行事などコンソーシアムが特に必要があると認める場合は2件までとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、国又は地方公共団体には適用しない。また、コンソーシアムが特に必要があると認める場合も、同様とする。

（会館の利用許可の基準）

第8条 コンソーシアムは、会館の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第3項の利用の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
- (2) 会館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を滅失し、損傷するおそれがあるとき。

（会館の利用の変更・取消）

第9条 第6条第3項の利用の許可を受けた者（以下「会館利用者」という。）は、利用日時、入場料その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県民文化会館利用変更届（様式第3号）をコンソーシアムに提出しなければならない。

- 2 会館利用者は、施設等の利用を取り消そうとする場合は、あらかじめ愛媛県民文化会館利用取消届（様式第4号。以下「利用取消届」という。）をコンソーシアムに提出しなければならない。

(会館の利用の許可の取消し等)

第 10 条 コンソーシアムは、会館利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがある。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規程に違反し、又は会館の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 会館の職員等に対し、暴行、脅迫、威圧的な不当要求等を行ったとき。

(会館の利用料金)

第 11 条 愛媛県県民文化会館管理条例（平成 17 年愛媛県条例第 71 号。）第 12 条の規定による利用料金の額は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは愛媛県と協議のうえ、別に定めるところにより施設、付属設備、備品等を組み合わせるなどした企画商品を開発し販売することができる。

(会館の利用料金の減免)

第 12 条 コンソーシアムは、特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより利用料金を減免することがある。

(利用料金の納付)

第 13 条 会館利用者は、利用料金を決定通知書兼請求書で指定された期日までにコンソーシアムに納付しなければならない。ただし、コンソーシアムがやむを得ないと認めるときは、後納又は分納することができる。

(会館の利用料金の返還)

第 14 条 コンソーシアムは、既に収受した利用料金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他、利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき 利用料金の全額
- (2) 次に掲げる日までに利用取消届の提出があり、コンソーシアムがやむを得ないと認めたとき 利用料金の 50 パーセントに相当する額
 - ア ホール等 利用日の 3 か月前
 - イ リハーサル室、楽屋、会議室 利用日の 1 週間前

- 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、愛媛県県民文化会館利用料金返還請求書（様式第 5 号）をコンソーシアムに提出しなければならない。

（損害賠償等）

- 第 15 条 会館を利用する者は、自己の責めに帰すべき理由により会館の施設等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による原状回復の方法又は損害賠償の額若しくは方法は、その都度コンソーシアムが愛媛県と協議して決定する。

（補則）

- 第 16 条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、コンソーシアム代表団体代表（以下「代表」という。）が別に定める。

- 2 この規程の改正については、愛媛県と協議のうえ、代表が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、既に提出されている改正前の愛媛県県民文化会館使用規則様式第 1 号の規定による申請書は、改正後様式第 1 号の規定による申込書とみなす。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1

愛媛県民文化会館 利用料金表

(単位:円)

区分				午前	午後	夜間	全日
				9～12 時	13～17 時	18～22 時	9～22 時
メインホール	入場料が無料	平日	全体	60,920	102,480	135,720	276,990
			1 階席	42,640	71,720	95,000	193,880
		祝日等	全体	73,110	122,980	162,870	332,380
			1 階席	51,170	86,070	114,000	232,660
	入場料の最高が 1,100 円未満	平日	全体	79,190	133,230	176,440	360,100
			1 階席	55,420	93,260	123,500	252,070
		祝日等	全体	95,050	159,870	211,740	432,120
			1 階席	66,530	111,900	148,210	302,480
	入場料の最高が 1,100 円以上 3,300 円未満	平日	全体	97,490	163,970	217,170	443,200
			1 階席	68,230	114,780	152,010	310,240
		祝日等	全体	116,980	196,760	260,610	531,840
			1 階席	81,880	137,730	182,430	372,280
	入場料の最高が 3,300 円以上	平日	全体	121,860	204,970	271,460	554,010
			1 階席	85,290	143,480	190,010	387,800
		祝日等	全体	146,240	245,960	325,770	664,800
			1 階席	102,360	172,160	228,030	465,360
	リハーサル・準備、整理に使用する 場合	平日	全体	30,450	51,240	67,850	138,480
			1 階席	21,320	35,850	47,490	96,940
		祝日等	全体	36,550	61,480	81,430	166,190
			1 階席	25,580	43,030	57,000	116,330
サブホール	入場料が無料	平日		26,740	44,990	59,590	121,640
		祝日等		32,090	54,000	71,500	145,960
	入場料の最高が 1,100 円未満	平日		34,780	58,490	77,470	158,120
		祝日等		41,720	70,210	92,950	189,740
	入場料の最高が 1,100 円以上 3,300 円未満	平日		42,800	72,010	95,350	194,610
		祝日等		51,360	86,410	114,420	233,530
	入場料の最高が 3,300 円以上	平日		53,500	90,010	119,200	243,280
		祝日等		64,200	108,020	143,030	291,930
	リハーサル・準備、整理に使用する 場合	平日		13,360	22,490	29,790	60,820
		祝日等		16,040	26,990	35,750	72,980

区分		午前	午後	夜間	全日
		9～12 時	13～17 時	18～22 時	9～22 時
リハーサル室	第 1 リハーサル室	4, 690	7, 910	10, 480	21, 400
	第 2 リハーサル室	1, 370	2, 290	3, 040	6, 250
	第 3 リハーサル室	1, 370	2, 290	3, 040	6, 250
	第 4 リハーサル室	2, 480	4, 160	5, 510	11, 300
楽屋	第 1、第 2、第 9、第 10 及び第 17～第 22 楽屋	580	1, 010	1, 350	2, 740
	第 3～第 8 楽屋、第 11～第 16 楽屋 及び第 23～第 27 楽屋	450	780	1, 040	2, 150

	区分			時間単価 9～22 時	全日 9～22 時
真珠の間	会議、講演会等	平日	全体	42, 480	424, 800
			A	21, 250	212, 500
			B	17, 910	179, 100
		祝日等	全体	50, 990	509, 900
			A	25, 500	255, 000
			B	21, 490	214, 900
	芸術文化 公演事業	平日	全体	29, 720	297, 200
			A	14, 850	148, 500
			B	12, 470	124, 700
		祝日等	全体	35, 690	356, 900
			A	17, 820	178, 200
			B	14, 970	149, 700
会議室（本館）	特別会議室			2, 340	23, 400
	第 1 会議室			3, 520	35, 200
	第 2 会議室			3, 520	35, 200
	第 3 会議室			3, 520	35, 200
	第 4 会議室			3, 520	35, 200
	第 5 会議室			2, 050	20, 500
	第 6 会議室			8, 540	85, 400
	第 7 会議室			2, 050	20, 500
	第 8 会議室			12, 700	127, 000

会議室 (別館)	第 11 会議室		2,690	26,900
	第 12 会議室		720	7,200
	第 13 会議室		1,180	11,800
	第 14 会議室		770	7,700
	第 15 会議室		820	8,200
	第 16 会議室	全体	1,920	19,200
		東半分	940	9,400
		西半分	940	9,400
	第 17 会議室	全体	1,290	12,900
		東半分	640	6,400
		西半分	640	6,400
	第 18 会議室		1,290	12,900
	第 19 会議室		1,290	12,900
	第 20 会議室		430	4,300
	第 21 会議室		430	4,300

(注)

- 1 この表において、「平日」とは祝日等以外の日をいい、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間区分を継続して利用する場合の利用料金は、午前及び午後又は午後及び夜間の各区分料金の合計額とする。
- 3 メインホール及びサブホールをリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、入場料が無料の場合の利用料金の 50 パーセントに相当する額とする。
- 4 真珠の間を午前 9 時から午後 10 時まででリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、本番時間が含まれる正時ごとの時間を除く部分の利用料金の 50 パーセントに相当する額とする。
- 5 真珠の間及び会議室を、午前 9 時以前に繰上げ又は午後 10 時以降に延長して使用する場合、1 時間までごとに 1 時間当たりの利用料金の 130 パーセントに相当する額とする。
- 6 真珠の間の A B 仕切部分の料金は、A 側と B 側の料金の差額とする。
- 7 メインホール・サブホール・リハーサル室及び楽屋を、区分時間外に利用する場合の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 午前 8 時から午前 9 時まで又は正午から午後 1 時まで
午前の利用料金の 40 パーセントに相当する額
 - (2) 午後 5 時から午後 6 時まで
午後の利用料金の 30 パーセントに相当する額
 - (3) 午後 10 時から翌日の午前 8 時まで
1 時間までごとに夜間の利用料金の 30 パーセントに相当する額

- 8 1 件の利用料金につき 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 9 真珠の間及び会議室を、パーティー・懇親会等として利用する場合は、飲食提供者が会場の設営を行う。ただし、会館レストラン事業者が一括して飲食の提供を行う場合には、準備又は整理のために利用する場合の料金を減免する。

別表第 2

附属設備及び備品の利用料金表

(単位:円)

区分	番号	種類または品目		単位	1 回当たりの利用料金
舞台設備	1	スライディングステージ		1 回 1 基	2,360
	2	大せり	メインホール	〃	2,570
			サブホール	〃	1,790
	3	小せり		〃	1,330
	4	オーケストラピット (せりを含む)	メインホール	1 回 1 式	6,060
			サブホール	〃	4,270
	5	回り舞台		1 回 1 基	4,030
	6	能舞台		1 回 1 式	17,780
	7	音響反射板	メインホール	〃	6,180
			サブホール	〃	4,150
	8	仮設花道		〃	8,540
	9	松羽目・竹羽目		〃	2,920
	10	金びょうぶ		1 回 1 双	1,790
	11	銀びょうぶ		〃	1,790
	12	鳥の子びょうぶ		〃	1,790
	13	山台用毛せん		1 回 1 枚	530
	14	山台用長布団		〃	210
	15	所作台（本花道用）		1 回 1 式	2,360
	16	所作台（わき花道用）		〃	1,890
	17	所作台		〃	6,510
	18	平台		1 回 1 台	210
	19	地がすり		1 回 1 枚	1,890
	20	紗幕	メインホール	〃	1,330
			サブホール	〃	1,090
	21	紅白幕		1 回 1 対	1,090
	22	浅黄幕		〃	1,330
	23	ジョーゼット幕		1 回 1 式	2,570
	24	道具幕		〃	1,090
	25	フェルト毛せん		1 回 1 枚	310
	26	鳥屋囲		1 回 1 式	1,090
	27	大臣囲		〃	3,240
	28	日舞用囲		〃	1,890
	29	大太鼓		〃	880

区分	番号	種類または品目		単位	1 回当たりの利用料金
舞台設備	30	平太鼓		1 回 1 式	310
	31	指揮者台		1 回 1 台	310
	32	楽団用譜面台		〃	100
	33	上敷ござ		1 回 1 枚	310
	34	めくり台		1 回 1 台	100
	35	高座用座布団		1 回 1 枚	430
	36	雪かご		1 回 1 個	430
	37	司会者台		1 回 1 台	210
	38	演台	メインホール	1 回 1 式	660
			サブホール	〃	430
	39	ドライアイスマシン		1 回 1 台	780
	40	バレエ用シート	メインホール	1 回 1 本	1,090
			サブホール	〃	530
	41	コントラバス用椅子		1 回 1 脚	100
照明設備	42	フットライト	メインホール	1 回 1 列	780
			サブホール	〃	660
	43	フットライト（花道用）		〃	430
	44	ホリゾントライト	メインホール	〃	3,020
			サブホール	〃	1,890
	45	ローアホリゾントライト	メインホール	〃	1,330
			サブホール	〃	990
	46	ボーダーライト	メインホール	〃	1,090
			サブホール	〃	880
	47	トーマンタルスポットライト		〃	310
	48	ポータルタワースポットライト	メインホール	〃	1,090
			サブホール	〃	780
	49	タワースポットライト		1 回 1 基	430
	50	プロセニウムスポットライト		1 回 1 列	1,090
	51	サスペンション	メインホール	〃	880
			サブホール	〃	430
			真珠の間	1 回 1 台	310
	52	フロントサイド	メインホール	1 回 1 列	880
			サブホール	〃	310
			真珠の間	1 回 1 台	310

区分	番号	種類または品目		単位	1 回当たりの利用料金
	53	シーリング	メインホール	1 回 1 列	1,560
			サブホール	〃	990
			真珠の間	1 回 1 台	310
	54	コンダクタースポットライト		〃	310
	55	センターフォロースポットライト	メインホール	〃	2,460
			サブホール	〃	2,010
			真珠の間	〃	530
	56	天井反射板ライト	メインホール	1 回 1 式	2,920
			サブホール	〃	1,790
	57	スポットライト	500、750W	1 回 1 台	210
			1kw	〃	310
			2kw	〃	530
	58	フォローピンスポットライト		〃	1,330
	59	ギャラリースポットライト		〃	210
	60	効果マシン		〃	990
	61	ミラーボール		〃	880
	62	星球		1 回 1 式	1,090
	63	記憶式照明操作卓		〃	4,150
	64	照明操作卓		〃	2,010
	65	副照明操作卓		〃	1,090
	66	スタンド		1 回 1 本	100
音響設備	67	音響調整卓	メインホール	1 回 1 台	3,920
			サブホール	〃	2,670
			真珠の間	〃	1,090
	68	テープレコーダー	コンソール型	〃	2,220
			ポータブル型	〃	1,330
			カセット型	〃	880
	69	レコードプレイヤー	コンソール型	〃	1,330
			ポータブル型	〃	660
	70	残響付加装置		〃	1,890
	71	マイクエレベーター装置		1 回 1 式	780
	72	三点つりマイク		〃	1,090
	73	二点つりマイク		〃	990
	74	ワイヤレスマイク	ハンド型	〃	1,660
			ネクタイピン型	〃	1,790

区分	番号	種類または品目		単位	1 回当たりの利用料金
音響設備	75	客席ミキサー		1 回 1 台	1,440
	76	ポータブルミキサー	メインホール	〃	1,090
			真珠の間	〃	880
	77	ステージスピーカー		〃	1,090
	78	固定跳返りスピーカー		〃	780
	79	ホールドバックスピーカー		〃	1,560
	80	マイクロホン	ダイナミック型	1 回 1 本	780
			その他	〃	880
楽器	81	マイクスタンド		〃	210
	82	拡声装置		1 回 1 式	3,020
	83	フルコンサートピアノ	スタインウェイ	1 回 1 台	11,250
			ヤマハ	〃	5,850
映写設備	84	セミコンサートピアノ	ヤマハ、カワイ	〃	2,220
	85	電子オルガン		〃	5,050
	86	スクリーン	メインホール	1 回 1 式	1,790
			サブホール	〃	990
			真珠の間等	〃	310
	87	オーバーヘッドプロジェクター		1 回 1 台	1,330
中継設備	88	スライドプロジェクター		〃	1,330
	89	パソコン対応液晶プロジェクター	〃	〃	2,370
			〃	〃	920
その他	90	テレビ録画中継設備		1 回 1 式	10,120
	91	ラジオ録音中継設備		〃	5,390
その他	92	展示パネル		1 回 1 枚	210
	93	組立式舞台		1 回 1 台	1,090
	94	組立式屋台		〃	530
	95	ダンスフロア		1 回 1 式	23,520
	96	ダンシングマット		〃	1,890
	97	展示用長机		1 回 1 脚	100
	98	持込電気機器	1 kW を超える場合、1 回 1 kW まで ごとに		210
	99	コインロッカー		1 回 1 台	100

注)

- 1 この表において「1回」とは、別表第1に掲げる午前、午後及び夜間の各区分をいう。ただし、ロッカーについては、施錠1回の利用をいう。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料を含まない。

別表第 3

愛媛県県民文化会館 駐車場使用料

区分		使用料		
大型自動車		駐車時間 30 分までごとに 200 円		
その他の自動車		駐車時間 30 分までごとに 100 円		
貸切料金	時間帯	西駐車場	地下駐車場	北駐車場 (全館利用時のみ)
	8 : 00～12 : 00	43,040 円	31,430 円	27,740 円
	8 : 00～17 : 00	114,780 円	83,870 円	74,160 円
	8 : 00～22 : 00	186,730 円	136,410 円	120,580 円
	延長 (1 時間毎)	14,240 円	10,330 円	9,170 円
駐泊料金 (大型自動車のみ)		1 台 1 回当たり 4,390 円		

(注)

- この表において「大型自動車」とは、乗車定員 11 名以上の自動車又は最大積載量が 5 トン以上の自動車をいう。
- 駐車場を貸切使用する場合は、使用者が入口及び大型車出口に係員を配し、貸切使用者以外の車との整理を行うことを条件とする。
- 貸切使用する優先順位は、原則として、西側駐車場、地下駐車場、北駐車場の順とする。なお、北側駐車場は全館利用時に限り貸切ることができるものとする。

別表第 4

メイン式典セット ￥26,540 (税込)

番号	備品等の名称	最大使用数量	単位
1	演台	1	台
2	司会台	1	台
3	ボーダーライト	4	列
4	サスペンションライト	2	列
5	フロントサイドスポットライト	3	列
6	シーリングスポットライト	3	列
7	記憶式照明操作卓	1	式
8	音響調整卓	1	式
9	ステージスピーカー	2	台
10	ダイナミックマイクロフォン	2	本
11	マイクスタンド	2	本
12	ワイヤレスマイク(ハンド)	1	本
13	持ち込み電気機器	2	Kw

※ 花台、机、椅子、国旗・県旗、緞帳、暗転幕、引割幕、袖幕、バック幕、一文字幕、美術バトン 等は無料備品

メイン反響版・雑壇セット ￥34,220 (税込)

番号	備品等の名称	最大使用数量	単位
1	音響反射板	1	式
2	指揮者台	1	台
3	楽団用譜面台	60	台
4	平台	16	枚
5	ボーダーライト	2	列
6	プロセニウムスポットライト	1	列
7	シーリングスポットライト	2	列
8	天井反射板ライト	1	式
9	記憶式照明操作卓	1	式
10	音響調整卓	1	式
11	ダイナミックマイクロフォン	1	本
12	マイクスタンド	1	本
13	ワイヤレスマイク(ハンド)	1	本
14	持ち込み電気機器	2	Kw

※ 指揮譜面台、木台(三寸角材)、箱馬、開き足、ケコミ、机、椅子、緞帳、引割幕、一文字幕 等は無料備品

サブ式典セット ¥ 1 9 , 0 2 0 (税込)

番号	備品等の名称	最大使用数量	単位
1	演台	1	台
2	司会台	1	台
3	ボーダーライト	3	列
4	サスペンションライト	2	列
5	フロントサイドスポットライト	3	列
6	シーリングスポットライト	3	列
7	記憶式照明操作卓	1	式
8	音響調整卓	1	式
9	ステージスピーカー	2	台
10	ダイナミックマイクロフォン	2	本
11	マイクスタンド	2	本
12	ワイヤレスマイク(ハンド)	1	本
13	持ち込み電気機器	2	Kw

※ 花台、机、椅子、国旗・県旗、緞帳、暗転幕、引割幕、袖幕、バック幕、一文字幕
美術バトン 等は無料備品

サブ反響版・雑壇セット ¥ 2 7 , 5 2 0 (税込)

番号	備品等の名称	最大使用数量	単位
1	音響反射板	1	式
2	指揮者台	1	台
3	楽団用譜面台	60	台
4	平台	12	枚
5	ボーダーライト	1	列
6	プロセニアムスポットライト	1	列
7	シーリングスポットライト	3	列
8	天井反射板ライト	1	式
9	記憶式照明操作卓	1	式
10	音響調整卓	1	式
11	ダイナミックマイクロフォン	1	本
12	マイクスタンド	1	本
13	ワイヤレスマイク(ハンド)	1	本
14	持ち込み電気機器	2	Kw

※ 指揮譜面台、木台(三寸角材)、箱馬、開き足、ケコミ、机、椅子、緞帳、引割幕
一文字幕 等は無料備品

サブピアノ発表会セット ￥29,940 (税込)

番号	備品等の名称	最大使用数量	単位
1	音響反射板	1	式
2	スタインウェイピアノ D	1	台
3	ボーダーライト	1	列
4	プロセニウムスポットライト	1	列
5	シーリングスポットライト	3	列
6	天井反射板ライト	1	式
7	記憶式照明操作卓	1	式
8	音響調整卓	1	式
9	ダイナミックマイクロフォン	1	台
10	マイクスタンド	1	本
11	ワイヤレスマイク(ハンド)	1	本
12	持ち込み電気機器	2	Kw

※ 緞帳、一文字幕、ピアノ椅子（ベンチ）、ピアノ椅子（背付き）、椅子 等は無料備品

(注)

- 1 セット料金の適用については舞台事務室との打ち合わせ時に決定し、セットは書面で申し込む。セット以外の備品の利用があれば当該分をセット料金に加算する。セット料金に含まれている備品を使用しなくても、セットの取り消し又は料金の割引はしない。
- 2 セット料金にオペレーター料金は含まれるが、特別な演出など会館職員（3名）で対応できない場合は、主催者が外部業者に別途委託し実施する。
- 3 セット料金申し込み後、催事スケジュールが変わる場合は変更時刻に合わせセット利用の区分を変更するものとする。
- 4 セット料金の金額は、本番及びリハーサルを実施する区分にかかる額とする。
- 5 セット料金にピアノ調律料金は含まない。